

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 5

【第三室】天平びとの声を読む

展示期間

I	二〇一〇年 九月二五日(土)―一〇月二一日(月)
II	一〇月一三日(水)―一〇月二五日(月)
III	一〇月二七日(水)―十一月 七日(日)

a 不完全な文字を読む

124 山口の御田で働く人々に米と塩を支給する木簡

(SD四七五〇出土。城21-11上)

(表) 山口御田作人食米一斛塩□

(裏) 和銅八年四月九日

長さ(二三三)mm・幅(一一三)mm・厚さ五mm ○一九型式

籌木ちゆうぎに利用されたとみられ、左側三分の一ほどを欠くが、文字を読むのに支障はない。

長屋王の所領の山口御田列た(場所は不明)を耕作をしている人々に米と塩を支給することについて記された木簡。伝票木簡としては、年から書き出すのは異例で支給量も多い。長屋王邸から離れた場所の所領で支給する米を、文書木簡でまとめて請求し、それをそのまま伝票木簡としたものである。和銅八年は七一五年。

125 若狭国からの荷札1

(SK二二〇一出土。『平城宮木簡』二、一九五〇)

〔若カ〕

(表) □狭国遠敷郡 木□

(裏) 天平勝寶二□

長さ(一〇二)mm・幅二九mm・厚さ四mm ○一九型式

126 某国からの餼の荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三二七)



長さ二七一mm・幅(一四)mm・厚さ五mm ○三九型式

右半分のみが残る荷札の断片で、上端の右側に切り込みの痕跡があり、下端右側にも切り込みがあった可能性が高い。品目部分は隣の残面から調餼十口とみて間違いないが、上部の地名表記は、国、郡、郷とみられる残面が確認できるに過ぎない。

この木簡が出土したSK八二〇からは、調餼の荷札が削屑も含めて他に六点見つかっており、備前・備中・備後三国のものがある。その中では、郷名まで明記したり、日付を右に寄せて書いたりする書式は、備前国赤坂郡の荷札に最も近い。

餼は役人の季禄きりく(ポーナス)として現物支給するためのもの

で、十世紀に編纂された法令集『延喜式』^{えんぎしき}では伯耆・美作・備中・備後各国から納めることになっていった。一人あたりの貢進は三口と規定されているが、木簡ではいずれも十口単位でまとめて届けられている。個人名が書かれないのはそのためである。天平十八年は七四六年。

127 番上官の勤務に関連する木簡

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、六一九)

〔番替カ〕

(表) □□□□□□□□

〔右カ〕

(裏) □□□□□□□□

長さ(一六六)mm・幅(七)mm・厚さ五mm ○八一型式

この木簡は124から126までよりもさらに細く割られており、やはり籾木として二次利用されたものである。かろうじて四文字が読み取れるが、文脈を推定するまでには至らない。

常勤の役人(長 上官)に対し、非常勤の交替勤務する役人を番 上官と呼び、個々の勤務単位も番と称する。番替はそうした交替の意味するのである。SK八二〇の木簡には、交替で勤務についた兵衛(天皇を守る軍隊)の木簡が多数含まれていることも、この推定を裏付ける。僅か数ミリの残り方の違いで、木簡から読み取れる情報量が大きく左右されるから恐ろしい。

133 bさまざまな文字の姿

若狭国(?)からの荷札木簡

(SD三二二・三六出土。『平城宮木簡』二、二八二・四)

〔口カ〕

戸主粟田公麻呂戸 □
能登郷粟田荒人調塩三斗

長さ一四四mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○五一型式

木簡にはさまざまな字形が現れる。極端な崩し字や続け字がなにかわりに、よくみると思わぬ字形に出くわすことがある。そこには古代人が共有していた字形(この木簡でいえば、能の旁や、荒の亡の部分、呂の口を二つ重ねて書き「ノ」を省く字形など)と、個人の癖による字形(登の頭部分やその下の不要な縦画、塩の旁など)とがあるから話はさらに複雑になる。木簡の文字は、一般的にいつて、情報を伝えるのに支障のない範囲で(私たちに支障になるのだが)、一点一画はそれほど気にせず、全体としてその文字らしく見えればよいというスタンスで書かれているように見受けられる。

調塩の荷札であることからみて、能登郷は若狭国三方郡能登郷の可能性が高い。

134 長屋王邸に仕える青少年への米の支給木簡4

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、二八六)

(表) 少子十六口米八升

受尾張

〔物カ〕

万呂

□

〇

(裏)

廿一日万呂

〔田カ〕

万呂

〇

書吏

長さ一七五mm・幅二五mm・厚さ二mm ○一一型式

長屋王邸で用いられた米支給の伝票木簡の一点。この木簡も、手慣れた筆致で書かれたさまざまな字形の宝庫である。

当時の少には必ず最後に点が付くのだが、真横に向いてしまっている。子の一画めの「ノ」、升の最後の点、ほとんど縦棒のように見える万呂など、それだけみたら読めそうもない文字が並ぶ。よくみると字画の足りない文字も結構ある。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 6

【第三室】天平びとの声を読む

展示期間

I	二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月二日(月)
II	一〇月三日(水)―一〇月二十五日(月)
III	一〇月二十七日(水)―十一月 七日(日)

C形から内容を探る

149 紐を通して束ねて保管した木簡 (SD四七五〇出土。城21-19上)

〇政人四口三升受毛人 十二月十七日石角

長さ二四〇mm・幅二六mm・厚さ五mm 〇一型式

長屋王家の米支給の伝票木簡の一点。政人(邸内の事務担当者)四人に一人あたり七合五勺(今の三合、米約四五〇グラム)が支給されている。

上端には木簡を束ねて保管する際の紐通しの孔があげられている。文字を避けている様子はなく、また下端のみに穿孔のあるものや両端に穿孔のあるものなど孔の位置はまちまちで、再照合を意図した保管のための孔ではなさそうである。

黒女 年卅七 凡□ [屋カ]

長さ(二一八)mm・幅二四mm・厚さ二mm 〇一九型式

長屋王邸で働く奴婢の管理に用いられた木簡。凡は瓦の可能性もある。そうであれば長屋王家の瓦工房で従事していたことになるが、木簡の具体的な使用法は不明。

長屋王邸の奴婢の管理の木簡には、個人カードの木簡、名前と続柄を記す歴名木簡、そして140(I期展示)のような個人照合のための画指木簡など、さまざまなタイプの木簡が用いられており、黒女の画指木簡もある(『平城京木簡』一、四二四)。

151 東門のキーホルダーの木簡

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九八)

150 奴婢の個人カードの木簡2

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四一三)

(表) 〇 東門鑑

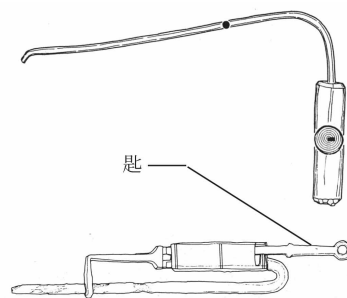
(裏) 〇 「東殿門鑑」

長さ一七五mm・幅三四mm・厚さ三mm 〇一型式

毎年の勤務評定に用いられる個人カードの木簡2

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七九五)

東門は左京二条二坊五坪に推定される藤原麻呂邸の東門か。鑑は鑰の俗字で、一般に、門を外すためのくるるカギをいう。上端の孔に紐などを通してカギに括り付け紛失を防ぐための木簡で、現代のキーホルダーに相当する。なお、裏面の殿門は、一般的には殿と呼ばれる建物を囲む施設の門をいうが、この木簡の場合は、東門の規模が大きいための呼称かも知れない。



鑑 (長岡京跡出土。『木器集成図録近畿古代篇』より) と匙 (平城宮跡SD2700出土)

(表) 去上 従八位下村合氷守公麻呂

年五十四 河内国志紀郡

|| 「上日二百十船稻」

(裏)

長さ二九二mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○一五型式

村合氷守公万呂という、河内国志紀郡に本貫地(戸籍の所在地)がある人物の勤務評定用の個人カードの木簡。村合氷守という姓は他に類例がないが、河内国には氷連という氏族がいたことが知られており、『新撰姓氏録』、これと関係があると思われる。去上は昨年度の評価が三等評価の上等であったことを示す。余白に今年の評価を書き込むようになっていたが、この木簡の場合は今年二百十日出勤した彼がどんな評価を受けたのか、残念なが

題籤軸木簡4

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七六一)

らわからない。船稻も不詳。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通し、順序を固定して保管された。裏面の墨線は、木簡がバラバラになっても順序がわかるように、木簡の裏面を通して引いたものであろう。なお、この木簡の読みは、科学的保存処理後再釈読によって改めたものである。

(表) 五位上

(裏) 故文

長さ(六四)mm・幅二九mm・厚さ六mm ○六一型式

式部省の勤務評定木簡と共に見つかった題籤軸(見出し付きの文書の軸)の題籤部分。上端を丁寧に丸く削り出すが、軸は中心からややずれた位置にある。五位上は、五位以上、故文は物故者の意味か。五位以上に関しては、式部省は勤務日数と特記事項を整理するだけで、評定を行なわないので、基礎データを整理した文書であろう。

154 題籤軸木簡5

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九六)

(表) 自左京職米銭

〔并カ〕

(裏) 市米直銭帳

長さ(五四)mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○六一型式

左京職から届けられた銭と、市(東西の官市)で米を購入する代価の銭の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。軸の根元部分で折れている。藤原麻呂邸で使用されたと考えられるもの。当時藤原麻呂は左右京大夫として、左京職と右京職の長官を兼任していた。

(SK二一〇一出土。『平城宮木簡』二、一九四七)

(表)従常宮
請雑物
(裏)二年

長さ(九〇)mm・幅二四mm・厚さ六mm ○六一型式

内裏の北に位置した内膳司(天皇の食膳の調理や食材の管理を担当する役所)と推定される役所のゴミ穴から見つかった題籤軸(見出し付きの文書の軸)。軸は一部だけ残して折れている。常宮は内裏のことで、内裏から下された品物のリストか。二年は、一緒に見つかった木簡の年代からみて、天平勝宝二年の可能性が高い。すなわち七五〇年にあたる。

(SD四七五〇出土。城21-36上)

封

長さ(二二二)mm・幅二四mm・厚さ八mm ○四三型式

これは封緘と呼ぶ木製品で、羽子板状に加工した材を表裏二枚に剥ぎ(完全に二枚にする場合と、細くなる部分の手前で止める場合とがある)間に紙の手紙をはさんで機密性を高めた上で宛先に届けるためのものである。紐を掛けた上から封、印などと墨書して、開封を防止することが多く、封の文字の上部が切り込み部分で横に白く抜けているのは、その痕跡である。また、宛先や差し出しを書き添える場合もある。

外側は丁寧に削ってあるが、内側は剥いだままで加工していない。手紙を挟む際に、滑り止めにもなるのであろう。

『平城京木簡』三、五〇〇二)

(表)「和泉」
和泉監「和泉監」
「上」
「事者」
「詔請道及乃是」

(裏) 天平八年八月廿八日 (回雷) (回雷) [筆筆]

長さ(三三三)mm・幅六〇mm・厚さ一四mm ○六一型式

和泉監(現在の大阪府西南部)が進上した文書箱の蓋。表面中央上部の「和泉監」が本来の箱の用途に伴う上書きで、進上主体を示す。他の墨書や墨画は全て文書を受け取った藤原麻呂の家政機関の官人が、不要になった後で落書きしたもの。

和泉監は、和泉郡に置かれた珍努離宮を管理・運営するための特別行政区画。大鳥・和泉・日根三郡を所管し、実質は国と変わらない。七一六年(霊龜二)に河内国から分立し、七四〇年(天平十二)に再び河内国に併合。その後、七五七年(天平宝字一)に和泉国として再度分立した。

これは二条大路木簡の一点で、二条大路木簡には、和泉監からの蓋の進上木簡が数点含まれるが、藤原麻呂ないし光明皇后と和泉監との関係は特にうかがえない。

d 科学の力・赤外線威力

168 越前国からの米の荷札

(SD二七〇〇出土。『平城宮木簡』二、二一九〇)

(表)越前国坂井郡荒墓郷戸主 □□ □□

(裏) □□ 俵

長さ(一八八)mm・幅二五mm・厚さ六mm ○五一型式

えらげんのくにさかひぐんあらはくじょう
越前国坂井郡荒墓郷(比定地未詳)から納められた米の荷札
であろう。荒墓は荒泊・荒伯とも書かれる。人名や数量の部分は
赤外線を用いても解読が困難である。

169 伊予国からの米の荷札

(SD四七五〇出土。城21―34上)

伊予国湯郡味酒里鴨部小虫俵

長さ二二一mm・幅一九mm・厚さ六mm ○三三型式

いよのくにゆのぐんうまさけのさと
伊予国湯郡味酒里がもべのこむしからの米の荷札。俵とのみあるがこれも米
の荷札であろう。鴨部小虫は貢進者の名。